

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 平成30年6月26日（火）午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一
議員 大和田和男 議員 富山 豪
議員 花島 進 議員 筒井かよ子
議員 寺門 厚 議員 小宅 清史
議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 中崎 政長 議員 笹島 猛
議員 助川 則夫 議員 遠藤 実
議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次長 清水 貴
次長補佐 横山 明子 書記 小田部信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名（総括補佐以上及び発言者）

市長 海野 徹 副市長 宮本 俊美
教育長 大縄 久雄
企画部長 今泉 達夫
総務部長 川田 俊昭 総務課長 渡邊 荘一
税務課長 柴田 秀隆 税務課長補佐 武藤 隆
収納課長 飛田 良則 収納課長補佐 高畠 啓子
産業部長 篠原 英二 商工観光課長 浅野 和好
商工観光課長補佐 川崎 慶樹

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- ・議案の追加について
- ・平成30年第3回定例会会期日程（案）について
- …報告について了承

(2) 追加議案について

- ・報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）
- ・議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例

- ・議案第48号 人権擁護委員の推薦について
- …追加議案について説明あり

(3) 委員長報告

- ・総務生活常任委員会
- ・教育厚生常任委員会
- ・議会広報編集委員会
- …委員長より報告あり

議事の経過概要 (出席者の発言は以下のとおり)

開会 (午前10時00分)

事務局長 ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。

本日は、全員協議会にご出席いただきまして、まことにご苦労さまです。

本日は追加議案等3件が、執行部から提出されております。

また委員長の報告もありますので、よろしくご審議のほどお願いをいたします。

先日、議会改革度ランキングが発表されまして、那珂市議会、全国では183位ということですが、茨城県内では、取手市が17位、守谷市160位、茨城県議会がその前143位で入っていますので、県内としては4番目ということです。

これからも議会運営委員会の寺門委員長を中心に、議会改革を進めていただければと思っています。どうか皆様方のご協力をお願いをいたしまして、本日のご挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、この後の進行は議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際には簡潔かつ明瞭をお願いをいたします。携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくかマナーモードにしてくださいと思います。

ただいまの出席議員は17名であります。

欠席議員はおりません。

これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため、市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 皆さんおはようございます。

ご苦労さまでございます。

まだ梅雨が明けていないんですけれども、きのうきょうと記録的な暑さになるんじゃないかというふうに報じられております。

体調管理には十分ご配慮いただきまして、お過ごしいただきたいと思います。

また先ほど議会改革度ランキングについては、県内で4位ということでございましたけれども、住みよさランキングで那珂市は昨年に引き続き5位ということでございまして、ちょっと1位負けている感じはするんですけれども、頑張っただけから住みよさランキングの向上を図っていきたいというふうに考えております。

さて、本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします報告が1件、それから議案が2件につきましてご説明をさせていただきます。

慎重なるご協議をお願い申し上げまして、挨拶といたします。

議長 ありがとうございます。

それではこれより議事に入ります。

まず、議会運営委員会委員長報告、寺門委員長よりお願いいたします。

寺門議員 それではご報告いたします。

議会運営委員会の開催及び経過について、ご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。

会議事件は、議案等の追加について、平成30年第3回定例会についてであります。

執行部から報告1件、議案2件が追加提出されました。あす最終日の定例会本会議において、日程に追加し、委員会付託を省略して採決を行うことに決定いたしました。

この後執行部より、追加議案の説明がございます。

次に、平成30年第3回定例会の会期日程案は別紙のとおり決定いたしました。

内容は後ほど事務局から説明をさせます。

以上、ご報告いたします。

よろしくお願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

続いて、事務局より補足説明がございます。

次長補佐 それでは、お配りいたしました平成30年第3回那珂市議会定例会会期日程（案）をごらんください。

9月の定例会でございますが、9月4日から21日までの18日間を予定しております。

まず第1日目、9月4日、本会議で開会から議案の上程・説明まで。9月5日は休会となります。6日は、本会議一般質問。続けて7日、本会議で一般質問、議案質疑、議案、請願・陳情の委員会付託となっております。9月8日、9日、10日までが休会。11日から14日までが常任委員会でございます。15日から19日までが休会。20日が議会運営委員会、

全員協議会でございます。21日が最終日、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決、閉会の予定でございます。

枠の下でございますが、8月24日金曜日が一般質問の通告締め切り。

28日火曜日が1週間前の議会運営委員会、全員協議会、議案説明会を予定しております。以上です。

議長 委員長報告及び事務局からの補足説明が終わりました。

何か確認したいことはございませんか。

ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしく願いをいたします。

次に、追加議案について議題といたします。

報告第9号 専決処分について（損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定）について、執行部に説明を求めます。

総務課長 それでは説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思えます。

報告第9号 専決処分について、地方自治法の規定により、議会において指定された、100万円以内の損害賠償に関する事項について、下記のとおり専決処分したので報告する。

内容でございますけれども、専決処分の年月日が平成30年6月8日。損害賠償の額が3万4,270円。損害賠償の相手方は記載のとおりでございます。

この件の概要でございますけれども、市民税・県民税の特別徴収分を滞納している事業所に対して、平成30年3月2日に差押えを執行いたしました。ところが、誤って同名の事業所の別の事業所の口座を差押えてしまいました件について、当事者と和解が成立したので、専決処分をしたものでございます。

6月27日提出、那珂市長。

以上でございます。

議長 ただいま説明が終わりました。

この件に関し何か確認したいことはございませんか。

花島議員 こういうときに、損害の額っていうのを決めるのがなかなか私としてよくわからないんですが。どんなふうな形で決まるのか、その辺ご説明いただけたらと思えます。

収納課長 収納課長の飛田でございます。

このたびは誤った差押えをしてしまいまして、改めておわびを申し上げます。

大変申しわけございませんでした。

今回の件につきまして、私のほうから答弁をさせていただきます。

損害賠償の内訳でございますけれども、金融機関を往復したガソリン代。こちら金融機関までの往復の距離、それに近所でガソリンを入れているということでございますので、そちらのガソリンの単価、そういったものを掛けてガソリン代を計算しております。

それと金融機関への差押えられた金額の確認、そういったものに赴いた時間、それと市と和解をするために協議をしておりますので、それに割いた時間を人件費として計算をしております。こちらの人件費の根拠としましては、3月分の事業所からいただいている給料の明細をこちらでいただきまして、報酬を勤務時間で割って単価を出してございます。それで、人件費を計算しております。

それと誤って差押えをしてしまったことにより、32日間金融機関から預金を差し引いております。こちらに対する賠償金として、遅延損害金ということで、民法404条に伴いまして、年間5%の賠償金を計算してお支払いをしております。

それともう一つございますけれども、今回、不法行為を市のほうでしてしまったということで、精神的苦痛を相手に与えてしまっておりますので、そちらに対するわび料ということで、慰謝料をお支払いしております。

こちらに関しましては、弁護士と相談をしまして、相当であろうという金額をお支払いをしております。

以上でございます。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

遠藤議員 これは全く新しい件ですか。

総務部長 4月の当初、全員協議会を開いていただきましてご説明し、この間の一般質問でも遠藤議員からご質問があったその件でございます。

その示談が成立したということでございます。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

なければ以上で終結をいたします。

次に、議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例について、執行部に説明を求めます。

税務課長 税務課長の柴田です。ほか3名が出席しています。

また、今回の那珂市税条例の一部改正につきまして、関連がございます中小企業の設備投資の支援措置制度の説明のため、商工観光課浅野課長、ほか2名が出席しています。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

議案第47号 那珂市税条例の一部を改正する条例。

那珂市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由でございます。

生産性向上特別措置法が平成30年5月23日に公布され、平成30年6月6日に施行されたことに伴い、那珂市税条例について所要の改正をし、法施行の日から適用するものです。

主な改正内容といたしましては、生産性向上特別措置法の規定により、市が作成した計

画に基づき行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税軽減の特例措置を講ずるものでございます。

次のページをお願いいたします。

3 ページは改正条文となっております。4 ページは新旧対照表。5 ページは改正条例の概要でございます。

改正条例の概要に基づきまして、説明させていただきます。

5 ページをごらんください。中段からになります。

附則第10条の2、改正概要の丸のところになります。法律改正に合わせての改正になります。中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の軽減率を整備するものでございますが、地方税法の規定では、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準を3年間、ゼロから2分の1の間で市が定める割合に軽減するものとなっておりますが、那珂市はこの軽減する割合をゼロと定めるものでございます。

改正条例附則の第1項、施行期日の規定でございます。

施行期日は、生産性向上特別措置法の施行の日、平成30年6月6日から適用するものでございます。

税務課からの説明は以上でございますが、引き続き中小企業の設備投資についての支援措置制度の説明を商工観光課浅野課長のほうからご説明いたします。

商工観光課長 商工観光課長浅野と申します。

よろしくをお願いいたします。

それではお手元のA4横の図のついておる資料をごらんいただきたいと思います。

ただいま税務課長のほうから生産性向上特別措置法が公布されたことから、税条例の一部改正によりまして、市が策定する計画に基づいた中小企業の設備投資等について、固定資産税軽減の特例措置としまして、課税標準を法律の施行から3年間ゼロとするとの説明をいただきました。

生産性向上特別措置法は、中小企業が生産性の向上を図るために導入する先端設備の設備投資を支援する特例措置となっているものでございます。

中小企業がこの固定資産税の特例を受けるためには、まず導入する設備投資を通して、労働生産性の向上を図るための先端設備等導入計画を作成する必要があります。

そのほか、導入する設備が旧モデルと比較しまして、生産性が年平均1%以上向上しているという証明書のほうを工業会より発行してもらうこと。また、経営革新等支援機関のほうから作成しました先端設備等導入計画が労働生産性年平均3%以上向上するという内容について、確認書を発行してもらうということが必要になってございます。

中小企業は、このように作成しました先端設備等導入計画について、市から認定を受けた後、先端設備を取得しまして、税務申告をすることで、固定資産税の軽減の特例を活用することができるというものでございます。

またこの税制の支援以外の支援策としまして、中小企業は導入する先端設備等について、国より補助金事業を活用できる制度がありますので、そちらを申請することができることになっております。

国の補助金事業の申請にあたりましては、今回の税条例の一部改正において、固定資産税の課税標準をゼロとした場合に、審査時において優先採択がされるということになっております。このため本市においては、課税標準をゼロとしているところでございます。

また先端設備等導入計画につきましては、国が策定します導入促進指針に基づきまして、市が導入促進基本計画を策定し国と協議を行い、国から同意を得た場合に、中小企業は自社で作成しました先端設備等導入計画について、市から認定を受けることが可能となっております。

したがって今後速やかに、市が策定します導入促進基本計画のほうを国と協議しまして、同意の進捗を進めてまいります。

以上になります。

よろしくお願ひいたします。

議長 説明が終わりました。

この件に関し何か確認したいことございませんか。

花島議員 二点お伺ひしたいと思ひます。

まず一点は、図を見て流れを見ますと、計画をつくってから、いろいろ書類の進捗とか、書類が流れていって、承認されてから設備取得という順番になっています。

企業にとっては、具体的な業務としての計画をつくって、どんどん進めてしまっていて、後からこれに乗るということがわかって、申請したくなるということもあるかと思うんですが、フロー図からすると、それはだめですね。

それでよろしいでしょうかというのの一つです。

商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。

先に計画のほうを認定しておいて、その後の税の申告という流れになっております。

花島議員 もう一つお伺ひしたいのは、先端設備導入計画というものを、どういうものに対して認定するのかわかるというのがちょっとよくわからなくて。1%の生産性向上というのは、ちょっと新しい物入れたらそのくらいすぐなると思うんですね。市が具体的にどういうものに対して、それと認めるかわかるというの、それとはまた別にあると思うので、その辺どういう市としての計画というのですか、考えてらっしゃるのか。

これからということであれば、それでも結構ですが、あればお伺ひしたいです。

商工観光課長 中小企業庁のほうで、こちらの先端設備はどのような設備であるのかということが、まず中小企業庁のほうで規定されております。また導入する新しい設備でございますけれども、旧設備と比較しまして、年平均1%以上生産性が向上しているという機械を導入することになるわけなんですけれども、こちらは設備ごとに、工業会というものが

ございますので、そちらの工業会のほうから1%向上しているという証明書がついてきますので、そちらをもとに生産性の向上が1%図られているという判断を下すところでございます。

花島議員 そうすると、計画そのもの全体的に網羅しているというふうに言っているんですか。

商工観光課長 おっしゃるとおりでございます。

中小企業庁の指針に基づいてはそちらのことが明記されてございますので、そちらがそのものが計画に反映されるという流れになっております。

議長 よろしいですか。

ほかにございませんか。

笹島議員 異常にハードルが高く感じるんですけど。

実際これ限定中小企業ですよ。今言っていた大企業でなければ、最先端の設備投資ってなかなか難しいと思うんですね。今言っていた、そういうわけで固定資産税。これは機械とかそういうものに対してとか、建物とか土地とかっていうそういうものに対しての固定資産税をゼロにしていくって、そういうあれですか。

税務課長 償却資産、いわゆる機械設備等で。この計画に合致するものを、証明書をつけて申告していただくと。それによりまして、申告時期は、1年目は来年31年の1月末が申告時期になりますが、その申請内容が適正であれば認められたものにつきまして償却資産に係る固定資産税が3年間ゼロになると。この当該償却資産に係る分だけの固定資産税がゼロになるという制度でございます。

笹島議員 今聞いた機械等の償却資産で限定3年ということで、余りうまみがないような気がするんですけどもどうなんですか。

税務課長 購入価格が仮に5,000万ですと、1.4%ですので70万ですか、年間の税額が3年間免除になるわけですので。中小企業におかれましては、おいしいのではないかと感じております。

議長 笹島議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

なければ以上で終結をいたします。

次に、議案第48号 人権擁護委員の推薦について、執行部に説明を求めます。

市長 一番最後のページになります。

人権擁護委員の藤田美和子委員が、平成30年9月30日をもって任期満了となることに伴い、水戸地方法務局長から候補者の推薦について依頼があったことから、引き続き同委員を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものでございます。

以上です。

よろしく申し上げます。

議長 人事案件については、質疑等は省略させていただきます。

ご了承お願いをいたします。

暫時休憩いたします。

執行部は退席を願います。

ご苦労さまでした。

休憩（午前10時23分）

再開（午前10時24分）

議長 再開いたします。

ここからは、委員長報告となります。

総務生活常任委員会、萩谷委員長より報告をお願いいたします。

萩谷議員 それでは、総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

6月15日に総務生活常任委員会を開催いたしました。その中で、政策企画課より2件の報告を受けておりますので、ご報告申し上げます。

初めに、売却した瓜連駅北側土地におけるクリニックの運営についての報告です。

この当該地について、今回医療法人藤慈会藤井病院から事業主体を変更する旨の申し出があり、その申し出について、市の対応方針が決定したため報告を行いたいとのことでした。

まず、申し出の内容としては、クリニックの事業主体を「医療法人藤慈会藤井病院」から「医療法人社団貫之会木村医院」とするとのことでした。

次に、変更を行う理由として、藤井病院側の勤務医に退職者が出たこと、医師の手配が難しいことにより、計画が頓挫する恐れが出てきたため、当該地に近接する木村医院に相談したところ、同意を得られたためとのことでした。

しかし、木村医院から土地・建物の取得は行わず、賃借とすることが条件として示されており、また、医療法人が土地建物の賃貸を行い、収益を得ることは、法律上行うことができないため、土地の名義を医療法人藤慈会から藤井理事長個人の名義に変更した上で、理事長個人が木村医院に賃貸する形をとるとのことでした。

この申し出について、市の対応方針としては、計画が頓挫してしまうことより、事業を実現させ地域の活性化を図ることを優先すること。また、地元根付いた医療機関によって、充実した地域医療体制が構築されることは、市にとって望ましいことであるため、この申し出を認め、引き続き注視していきたいとのことでした。

委員会での質疑、答弁では、今回の事業主体の変更は、前回報告があった、ガラ等の埋設物等が見つかった件とは、関係はあるのかとの質疑に対し、執行部から、今回の件は前回の地中よりガラ等が出てきた問題とは全く関係がないとの答弁がありました。

また、市として売買契約は済んでいるはずだが、なぜこの件に関わるのかとの質疑については、執行部では、契約による土地の引き渡しについては終了しているが、今回の契約は目的があつてこの土地を売渡したものであり、その中で事業の実施、クリニックを建設

し運営する事等についても明確にうたわれており、その部分はまだ完了されていないため、土地を引き渡した後も買戻し特約を設定する等縛りを設けて、関与し続けていく必要がある旨の答弁がありました。

さらに、今後、前回報告のあった地中埋設物、特別養護老人ホーム建設予定地による問題等と同様に、このクリニック建設予定地についても、土地の契約価格の見直しが予測されるため、今後は埋設物の調査等の結果などについて、引き続き議会に報告をするように求めたところ、執行部からは、逐次報告していく旨の答弁がありました。

つぎに、本米崎小学校跡地の利活用についての報告です。

この件については、3月の定例会期中の委員会で、提案事業を実施するにあたり、市街化調整区域においては、開発許可及び立地の制限等が定められているため、賃貸ではなく、建物の所有権移転等を視野に入れた協議や調整を進めていく旨の報告がありましたが、今回、この利活用について、校舎を無償で譲渡することを視野に入れ、具体的な調整を進めていく方針である旨の報告がありました。

校舎を無償で譲渡する理由については、校舎を無償で譲渡することにより地元住民が待ち望んでいる提案事業の早期実現が可能になること。年間維持管理費の約130万円や解体経費の約5,000万円が削減となること。校舎を譲渡する場合の国庫補助金の取り扱いについて、無償で譲渡することにより、補助金相当分の約5,000万円の納付が不要となること。虹のポケットと防災協定を締結することにより、災害時における地域防災拠点としての機能を維持できることなどがあげられるとのことでした。

委員会での質疑、答弁では、校舎については、無償譲渡とのことだが、土地についてはどのような扱いになるのかとの質疑にたいして、執行部からは、当初の事業提案どおり賃貸となる旨の答弁がありました。

また、今回の事業提案を実施するにあたり、市街化調整区域での条件等があることについて、執行部としては理解していなかったのかとの質疑について、当初より市街化調整区域のため開発行為等の壁はかなり高いことは想定していたが、今回の公募は限りなく制限を低くして、幅広いジャンルに参加していただきたいということを最優先した経緯があるとの答弁がありました。

なお、今回の件に関して、地域の活力源となる事業ならばやむを得ない感じもするが、事業内容を途中で変更するようなことは混乱の原因となるため、執行部としては今後しっかりと取り組んでいただけるように申し伝えました。

以上ご報告いたします。

議長 ただいま萩谷委員長の報告が終わりました。

何か確認したいことございませんか。

花島議員 大変気になるところが、地域の防災拠点としての機能をどういうふう担保するかっていうことなんですが。

その辺今ちょっとお話しただきたいんですけど。

もう少し詳しく、執行部の考えをどういうふうに聞いたかっていうことですが、お願いしたい。

萩谷議員 グラウンド等を利用させていただいて、それでそれを避難場所に使いたいと。もう一つコミセン等も場合によっては、利用させてもらおうと。

花島議員 執行部に聞くべきことなのかもしれませんが、そのために協定とかそういうことを用意する考えか何かありましたでしょうか。

萩谷議員 協定を結ぶということです。

遠藤議員 それぞれ1個ずつお伺いしたいんですが。

このクリニックに関してなんですけれども。これは以前、議決を議会でね、皆さんで協議をして議決をした後からコンクリートガラが出て来たり、これはやむを得ないかなと思えますが。今回の件は、いわゆるその事業主の側の何ていうんですか、運営上の変更ですよ。そもそものこの理由っていうのが勤務医に退職者が出て、医師の手配のめどがなくなるといようなことで始まった変更内容のようなんです。いわゆる当初議事に報告っていうか条件を提示して、議決をさせていただいて以降ですね、いろいろこういことで、事業のこれかなり大きな変更ですよ。これこういことで今後、またいろんな状況によってどんどん何か内容が当初の説明と全然違ってきちゃうとかそういう心配はないんでしょうかね。今回の件は今回の件として一定の理解をするものではありませんけれども。

これ今後どうなんです、こういうことっていうのは状況がいろいろと変遷して行って、どんどんその当初の我々がこれだったらあそこにこういう内容でつくって、瓜連の周辺を活性化させたいというものがきちんとできるのかどうかそういったような質疑というのありましたか。

萩谷議員 まずは先ほど言った医師ですか。勤務医が退職されたということですけども。藤井病院のほうで、やっぱり医師不足になってしまったと。その退職のためにですね。だからこの藤井病院を常陸太田でやっていますよね。そういう面で、こっちの経営が厳しくなったというまず答弁がありました。

それともう一点は、木村医院が、瓜連でこの跡地の近くで信頼があり今まで経営をしてきたということで、藤慈会のほうから木村医院のほうにお話しになって、それで先ほど申したように、藤慈会としてはこれができないけれども、理事長の個人名義になれば、木村医院が運営出来るということで。あと信頼があるということが一番の願いをする形になったということですね。信頼度があると木村医院が。

そして、またこのクリニックだけがこれで、あとのやつは変更ないということですので。

そういうことで皆さんの質疑の中でありましたし、答弁もありました。

以上です。

遠藤議員 そうというような、総務生活常任委員会の皆さんで質疑していただいたと思いますが、本当にここに市の対応方針の最後に書いてあるとおりですね。市としてもこの引き続き注視していくこととするというわけですが、ただこれ本当我々議会も住民の代表として、当初の応募事業者の内容で、これもかなり大きい変更なので、今後も議会としてちゃんと注視していかなくちゃいけないと思いますので。そこはまず所管の委員会としてもぜひお願いしたいというふうに思います。

ということと、もう一つ本米崎小学校跡地に関してですが、これ無償で結局譲渡するということに決定をしたということなんですが。これ本来は、金銭での譲渡する場合は、普通どれぐらいのこれ価格相当なのかそういう話はありませんか。

萩谷議員 それは出なかったですね。

金額は。

遠藤議員 これ公共施設ですからね、もともと。これを無償で譲渡するっていうのはかなりの判断、これはそうせざるを得ないというふうな中での判断なのだろうけれども。やっぱりこれは、市民の所有物だったものをただあげてしまうということなので、それに基づいてどういう判断でこういうふうにしたのかっていうのは、ちょっとやっぱり不明かなというふうにも思いますが。特段なかったというのであれば、いたし方ありません。

議長 よろしいですか。

小宅議員 本米崎小学校跡地利活用についてお伺いしたいと思います。

ここの虹のポケットに無償譲渡ということは、市有地に民間の建物が上物が建つという形になると思うんですけど。そういった例って、ほかにありますか。

萩谷議員 その質問等は出なかったですね。

ただ、今までにない形で県のほうでもあんまり例がないということで、モデル的な形にしたいという県のほうでも言っていたということは答弁の中でもありました。

小宅議員 危惧しているのは、例えばそれが今後増築、改築、改造などされて、違法建築になっていく可能性っていうのは含んでいると思うんです。その際にですね、それが市有地の上だという場合、市のほうはどのように対応するのかという点も危惧する部分でありますので。

その辺も今後また報告があるでしょうから、それもぜひ質問していただければというふうに思います。

萩谷議員 その点については、買戻し特約、よく私は内容の事はわかりませんが、それをつけてやるということで、勝手なことができないように、もし何かあったら、またただで那珂市のほうに戻せるようなものをつけるということです。

何か、契約と違うことが起きた場合ですよ。

そういう、答弁もありました。

以上です。

議長 よろしいですか。

遠藤議員 今の話を聞いてですね。

今後、こういうことやっちゃだめよとか、こういうことやる前には事前にちゃんと通知しなさいとか、そういう何か書類、書面が交わされるようなことっていうのはないんですかね。

萩谷議員 そういう契約をとるといようなことは言っていました。

答弁の中で。

遠藤議員 きちっと、やっぱりこの書面で残しておかないと、今小宅議員の言ったような、建物自体は所有者だといようなことで、それにしたって調整区域なんでね、いろんな縛りはありますが。それにしてもやっぱり一定のたがをはめるという意味では、書面でといようなことは、議会としても要望する必要があるかなと思いますんで。

一応発言だけしておきます。

副議長 本米崎小学校跡地の利活用について二点ほど。

これ校舎を無償譲渡するということは、校舎を使うっていうことですよ。ということで耐震上この建物は、使うことに対して問題がないのかっていうことが一点。

もう一つは無償譲渡って、教育厚生常任委員会で瓜連の学校給食センターをJAに無償譲渡するってことで、それはよしとしたんですが。

一切建物に、例えば設備に手を加えたり修理したりそうすることはないよとっていたものをやってしまったということが事後報告であったんですが、そういった校舎そのものもしくは設備に対して、市のほうで何か修理をして渡すとか改修して渡すとかそういったことはなかったのか確認です。

萩谷議員 まず耐震ですけれども、耐震はちゃんとなっているということです。

もう一つは、校舎はあのままではやっぱり使えないので、この虹のポケットのほうで改修しながらやると。

そのお金も、虹のポケットでお金がかかるということです。

(「市はやらない」と呼ぶ声あり)

萩谷議員 そういうことです。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

ないようですので、総務生活常任委員会の報告については終わりいたします。

続いて、教育厚生常任委員会、筒井委員長より報告をお願いいたします。

筒井議員 教育厚生常任委員会から報告をいたします。

6月19日に開催いたしました教育厚生常任委員会において、執行部から説明がありました件についてご報告いたします。

まず、学校教育課から那珂市立幼稚園の開園に向けた進捗について報告がありました。

新しい統合幼稚園の園名の公募を6月20日で締め切り、選定委員会で決定した後、8月に公表するとのことです。

また、既設の幼稚園については、横堀、五台の2園はプレハブの仮設園舎であるため撤去し、菅谷西、芳野の2園は耐震性が不足していることから解体するとのことです。

これら4園の敷地については、市有地であり、小学校と隣接していることから、学校長の希望を受け、小学校の駐車場とするとのことです。

菅谷幼稚園については、一部耐震性のある園舎があるため、その園舎のみを残し、敷地については、一部に民有地が含まれていることから、借地の返還を基本としつつ、地権者の意向を確認しながら、跡地利用を全庁的に検討するとのことでした。

委員から、市が民有地を買って一体利用する考えはないのかという質問があり、執行部から、地権者には、跡地利用方針の決定内容によっては、引き続き土地を借りる可能性があるとの話はしているが、買うという選択肢については、現段階では白紙であるとの回答がありました。

また、幼稚園の統合により、各園に現在勤務している職員の今後の雇用について質問があり、執行部から、統合により必要な人員が削減となり、正職員の3人程度は保育所に配置換えをし、臨時職員についても現在の人数は雇用できないため、雇用期限を示したうえで、退職のご理解をいただく方もいるとの回答がありました。

ほかに、新幼稚園で提供する給食について質問があり、執行部からは、手作りの弁当を持たせたいと考える保護者もいることから、併用を考慮しており、給食は週2回程度、民間委託で提供する予定とのことでした。

また、学校教育課から口頭で、今年度から市内小中学校で、学校閉庁日を設けるとの報告がありました。

内容は、お盆の8月13日から15日までの3日間及び県民の日の11月13日について、学校に日直を置かない完全閉庁日とするというものです。

今後、保護者に通知をするほか、ホームページでの周知、防災関係機関への事前連絡を行うとのことでした。

なお、閉庁日の緊急連絡については、学校教育課が対応するとのことです。

次に、生涯学習課からかわまちづくり支援制度活用の進捗状況について報告がありました。

このたび、国が行う河川整備の委託業者が決定し、実施設計、詳細設計に入ることが国から通知されたとのことです。7月中に地元説明会、かわまちづくり支援制度推進協議会を開催し、10月から、国による広場や駐車場等の造成工事に入るとのことです。

委員から、地域住民や利用予定団体の要望は、実施設計に盛り込まれるのかとの質問があり、執行部から、要望については国に伝えてあり、それを踏まえたうえでの実施設計になるとの回答がありました。

次に、介護長寿課からグループホームに係る事業者公募について説明がありました。

高齢者保健福祉計画に基づき、認知症対応型共同生活介護、通称グループホームを整備する事業者の公募を行うとのことで、事業規模は、今年度については1ユニット9床で、7月から8月にかけて公募し、10月に事業者を決定するとのことです。

事業者の選定は、地域密着型サービス運営委員会及び整備審査委員会において行われ、整備にあたっては、茨城県の補助事業により、施設整備と開設準備経費の財政支援があるとのことです。また、来年度においても、さらに1ユニット9床の公募を行うとのことでした。

委員から、募集地域や応募の要件等について質問があり、執行部から、今回の募集には整備地域の縛りを設けず、要件として、法人であることや暴力団でないこと、各種法令等を遵守することなどを盛り込むとの回答がありました。

また、グループホームを2ユニットふやしても、認知症対応の施設が足りないのではないかとこの質問があり、執行部からは、認知症患者の増加は当然考えているが、今期の高齢者保健福祉計画では、2年に分けてグループホームを2ユニット整備することとしており、現在、瓜連の旧サーボ跡地に特別養護老人ホーム70床を整備中であるため、次期計画において、需要の増加分については検討するとのことでした。

ほかに、デイサービスなど他の施設をグループホームに転換し、応募することも可能なのかという質問があり、執行部からは、グループホームとして指定を受けるために必要な基準を満たしていれば応募できるとの回答がありました。

以上報告いたします。

議長 筒井委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について何か確認したいことございませんか。

ありませんか。

ないようですので、教育厚生常任委員会の報告については終わりいたします。

続いて、議会広報編集委員会、大和田委員長より、報告をお願いいたします。

大和田議員 議会広報編集委員会から、ひまわりフェスティバルでの那珂市議会についてのPR活動についてご連絡をいたします。

ひまわりフェスティバルでのPR活動の企画について、広報編集委員会で協議し、那珂市議会ブース（案）を作成しましたので、内容についてご説明させていただきます。

まず目的ですが、那珂市議会の広報広聴機能の強化の一環として、多くの市民が集まるひまわりフェスティバルにおいて、那珂市議会のPRと「議員と語ろう会」の告知を行うものです。

次に日時ですが、8月25日土曜日、午前10時から午後3時までです。資料の表のとおり、時間ごとに担当者を配置することとし、議員全員で運営を行ってまいりたいと思います。

また、翌日の26日は、出店者はごみ拾いをするようになっており、各ブース1名以上の

参加となっておりますが、詳細は後日ご連絡いたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

続いて、出店する内容ですが、大きく分けて3つございます。

1つ目はパネル展示です。

議会のPRとして、議会だよりナンバー57の議会構成等のページを拡大したものを掲示いたします。また、「議員と語ろう会」のポスターも掲示し告知をしてみたいと考えております。

2つ目は、こんな那珂市にしたい「私の公約」コンテストです。

来場者に将来どんな那珂市にしたいか投票用紙に記入してもらい、投票してもらうものです。投票してくれた人には、お菓子をプレゼントします。後日、投票者の中から優秀提案者を決定し、表彰・記念品の贈呈を行います。また、優秀提案者の「私の公約」を議会だよりに掲載します。

3つ目は、ミニ「議員と語ろう会」です。

市民から議会に対するご意見、ご要望をお聴きする場を設けます。テーマ設定はせず、自由な意見交換ができるようにします。

この3つの企画のほかに、「議員と語ろう会」のチラシの配布と写真撮影のできる顔出しパネルの設置を行います。

ブースのイメージは資料の6番の図のとおりです。

それぞれの企画に担当者を配置し、運営にあたっていただきたいと考えております。

なお、準備や運営に係る詳細な事項については、引き続き広報編集委員会で検討を行い、改めてご連絡させていただきたいと思っております。

フェスティバル当日の運営につきましては、議員皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、ひまわりフェスティバルへの出展申し込みにあたり、議員全員の住所、氏名、生年月日、携帯電話番号等というのを提出する必要がありますので、これらの情報を申込書に記載させていただくことを、皆様にはご了承をお願いいたします。

以上ご連絡いたします。

議長 委員長報告のとおりです。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

これにて、全員協議会を閉会といたします。

閉会（午前10時52分）

平成30年 7月18日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男